

障がい者団体からの意見 (条例に関わるものを抜粋)	現状 (アンケートより)	課題	目指す姿	条例(施策の推進)	市のとりくみ	市民のとりくみ	事業者ができること
サービスを受けるために市役所に行かないといけない。行政サービスの手続きは最寄りのコミセン等またはインターネットで書類の手続きができるようにしてほしい。	あなたにとって住みよいまちを作るために必要なこと…「サービス利用の手続きの簡素化」58.1%	多様なコミュニケーション手段に対する理解が不十分	多様なコミュニケーション手段についての知識を身に付ける	多様なコミュニケーション手段の理解及び利用促進	<p>① 市役所窓口(20か所)筆談ボードの設置 筆談ボードはみみの里より購入</p> <p>② 市職員への啓発 窓口での対応 障がい特性、障がいに 応じたコミュニケーション 手段についての知識 を深める啓発</p> <p>③ R3新規:盲ろう通 訳・介助者派遣事業の 実施</p>		④ 事業者における実態の把握
市の窓口で筆談を希望したときに、とても嫌そうな顔をされた。	障がいを理由に差別や偏見、嫌がらせを受けたことがある…「たまにある」 「よくある」23%						
視覚による情報をもっと取り入れてほしい。							
電話で問い合わせをしなくてもいいようにネットワークを普及してほしい。	住みよいまちを作るために必要なこと…「行政からの福祉に関する情報提供の充実」39.6%	コミュニケーション手段が限定的、少ない。	障がいの状況に合ったコミュニケーション手段が選べる				
耳マークや筆記用具などを増やしてほしい。							
孤独な人が多いので、地域で小規模なふれあいまつりのようなものができればよい。障がい者と交流する中で、障がい者への配慮や対応などを学んでほしい。	・住みよいまちをつくるために必要なこと…「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」全体19.8% ・障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために重要なこと…全体46.5%「近所同士のつきあいを深めること」※最も多い回答	障がいのある人が地域で孤立している。	障がいのある人と地域の人と触れ合う機会が、地域の人から障がい者への対応、配慮について学ぶきっかけになる。	多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供		⑤ 学区民生委員児童員定例会での研修会 (市視覚障害者福祉協会)	
最寄りの2~3学区合同で障がいがある方々が年2回ほど集まって、市議会議員、市職員同席で日頃感じている要望を出し合う会合を開いてほしい。		地域では、障がいのある人との交流が乏しいため、関わり方がわからない。				⑥ 障がいのある人と地域との関わりについての実態の把握 地域:民生委員児童委員へのアンケート調査 事業者:市内障がい福祉サービス事業者	

市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例 課題整理と取り組み内容

	現状 (アンケートより)	課題	目指す姿	条例(施策の推進)	市のとりくみ	市民のとりくみ	事業者のとりくみ
障がいがあるから能力が足りない と世間一般では考えられているので、障がい者に対する賃金が低い。少しの援助があれば障がい者をすべての企業で雇用させるような法律をつくるべき。	・合理的配慮の認知度…「名前も内容も知らない」全体71.6% ・現在している仕事についての不安や不満…「給料が少ない」全体29.5% ・今後の仕事について…「正規職員として働きたい」全体31.3% ・仕事を辞めた理由…「職場の人とコミュニケーションがうまくとれなかったから」知的障がい46.7%、「障がいを理解してもらえず、職場の人から嫌な思いをさせられたから」発達障がい41.2% ・仕事をせずに自宅にいる理由…「障がいや病気の状況にあった仕事がないため」知的障がい33.3%、発達障がい36.4%	合理的配慮が不十分であるため、障がい者の就労の機会が乏しい。	合理的配慮について、事業者が理解を深め、障がい者雇用の機会が広がる。	合理的配慮の実施についての啓発	⑦ 事業者へ障がい者雇用に関する情報提供		⑩ 障がい者雇用に関する情報提供
聴覚障がい者に対する理解を深めてほしい、働けるところを増やしてほしい。電話や受付など他の方法でできることはいっぱいある。					⑧ 第4次栗東市就労支援計画の策定		
会議などで、耳の聞こえる人は話を聞きながら物を書いたり、資料を読んだりできるが、耳の聞こえない人はどちらか一方になってしまう。(情報確保が遅い) 発言が他の人より遅れてしまう。公平に発言できるようにとりはからってほしい。		合理的配慮が不十分であるため、就労や社会参加の機会があっても持っている力を発揮できない。	職場や社会参加の場において合理的配慮が実施され、障がいのある人の本来の力が発揮できる。		⑨ 個別就労支援の実施 障がい福祉課 商工労政観光課など		⑪ 就労支援の実施・連携 ・企業 ・働き暮らし応援センター ・障がい福祉サービス事業所
・町内でも障がい者、高齢者を積極的に募って、避難訓練を行わないといけない。健常者だけの訓練は非常時に何一つ役に立たない。一時避難所に行けない。障がいによっては大勢の中では難しい。(施設の段差、階段、トイレなど)	災害発生時に困ること…「安全なところまですばやく避難できない」全体44.8%(最も多い回答)、「何が起きているのか把握できない」全体26.7%	障がいがあることにより、災害の状況や避難方法などの情報の取得が難しい。障がいのある人の避難所での生活に不安がある。	災害発生時、多様なコミュニケーション手段を利用し、わかりやすい情報提供ができる。避難所において、必要は配慮がされる。	災害時等の障がい者の情報の取得	⑫ 災害時要援護者名簿の整備		
手話を教科に取り入れてほしい。	条例に期待すること…「手話や要約筆記などを学習する機会が提供される」17.4%	学校等で多様なコミュニケーション手段について学ぶ機会が乏しい。	学校等で多様なコミュニケーションについて学ぶ環境がある。	学校等における取組		⑬ 手話サークル手と手小学校、学童保育への手話教室	